

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2024年7月17日
【会社名】	ソフトバンクグループ株式会社
【英訳名】	SoftBank Group Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2290
【事務連絡者氏名】	IR部長 上利 陽太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2290
【事務連絡者氏名】	IR部長 上利 陽太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社単体決算において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日
2024年7月17日

(2) 当該事象の内容

当社は2022年5月及び6月、保有するAlibaba Group Holding Limited(以下「アリババ」)株式304百万株(38百万ADR相当)を対象とする貸株契約(以下「本グループ間貸株契約」)をGawain II 2022 Holdings Limited(当社の100%子会社。以下「Gawain II」)との間で締結し、Gawain IIは当該株式を利用した株式先渡売買契約(以下「本先渡売買契約」)により金融機関から資金調達を行いました。この際、当社とGawain IIの間でグループ間先渡売買契約(以下「本グループ間先渡売買契約」)を締結しました。

その後、2024年5月から7月にかけて、段階的に本先渡売買契約の現物決済を行いました。このたび、本先渡売買契約の決済が全て完了したことを受けて、当社からGawain IIへ同数のアリババ株式を譲渡することで、Gawain IIは本グループ間貸株契約を精算しました。同時に、本グループ間先渡売買契約も精算しました。

なお、本グループ間貸株契約及び本グループ間先渡売買契約の精算に際し、当社、Gawain II、金融機関のいずれもアリババ株式を新たに市場で売買していません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本グループ間貸株契約及び本グループ間先渡売買契約の精算に伴い、2025年3月期(2025年3月31日に終了する12カ月間)の単体決算において投資有価証券売却益(特別利益)5,461億円を計上します。

連結決算においては、上記はグループ内取引のため投資有価証券売却益は計上されません。また、金融機関との間で締結した先渡売買契約の損益は決済時までには計上していません。

(注) 当社の単体決算は、日本基準に基づいて作成しています。

以上